

環境

提案・意見

13日の馬瀬川の鯉の稚魚の放流について
(回答:3月23日時点)

インターネットの記事で拝見しました。昔見た鯉泳いでいる川へ戻そうと言う取り組みで鯉の稚魚200匹も放流したと言う話。

外来種を200匹も放流することに現存する生態系への懸念は無かったのか、また他の川などへの影響などを考えた上での行動だったのか甚だ疑問です。鯉は水草を食べつくし、在来種をも攻撃し、水質をかえって悪化させるだけだと思います。

10年20年先のこと考えずに、ノスタルジーや根拠のない正義感だけで行う環境破壊、自然豊かな伊勢市があと何年持つのか心配になります。

多種多様な生き物が共存している環境を望みます。

これについての自然環境への影響や対策をお聞かせください

回答

この放流については、地元有志のグループが地域活動の一環として実施されたものです。生物多様性保全の観点からお答えさせていただきますと、外来種の放流であるならば専門家の助言を受ける等、慎重な対応を考えていただくとともに、市としてもこういった活動に対する啓発を行っていきたいと考えています。

担当課

環境課（2022年3月回答）〔3/22～3/25〕

環境

提案・意見

昔の川の姿取り戻そうと鯉の稚魚200匹を放流
(回答:3月23日時点)

世界の侵略的外来種ワースト100の放流を認めた理由は何か。

回答

3月13日に行われた市内を流れる馬瀬川への鯉放流につきましては、地元有志のグループが地域活動の一環として実施されたものです。

担当課

環境課（2022年3月回答）〔3/22～3/25〕

道路・河川

提案・意見

道路の右折について（回答:3月25日時点）

いつも勉強させてもらって参考しております。

道路の右折の件でお願いがあります。

伊勢市駅と宇治山田駅の間にある踏切についてです。

宇治山田駅から伊勢市駅に向かう途中で右側に踏み切りがあり八間道路があります。宇治山田駅側からは右折禁止ですが周知不足なのか右折をしてくる車が多くなっています。

時間帯によっては右折可能ではありますがこの際ポール等を立て物理的に右折ができないようにしてはいかがでしょうか？

人の善意に頼るのではなく、そもそもそういう移動ができないようにすればいいと思います。

右折車両の為に渋滞がおこり、後ろに待たせているのにそのことにはお構いなしに右折する車両を見ると怒りを覚えます。

市道かはわたくしではわかりませんが管理するところへ働きかけをお願いします。

回答

ご要望がありました、吹上町踏切付近の交差点については、県道宇治山田港伊勢市停車場線と市道岡本吹上線が交差しています。

同交差点につきましては、ご指摘がありました宇治山田駅方面から伊勢市駅方面に進行する車両の右折だけでなく、国道23号方面から宇治山田駅方面に進行する車両の右折も午前7時から午後8時までの間は禁止されていますが、右折車両が散見され、警察、県及び市の道路管理者においても現状を把握しております。

過去には、ラバーポール等の設置による物理的規制も検討しましたが、右折禁止が時間規制であることや、有事の際、緊急車両通行の妨げとなることなどから実現せず、路面標示の追加のみとなった経緯があります。

今回、ご要望がありましたことは、改めて警察、県の道路管理者と情報共有させていただきます。

担当課

交通政策課（2022年3月回答）〔3/22～3/25〕

交通

提案・意見

深夜帯の信号について（回答:3月23日時点）

小俣や玉城の田舎道を点滅にしてほしいです。

回答

ご要望をいただいた信号機の運用につきましては、三重県警察の所管となります。

信号機や交通規制の標識・標示に関する御意見・御要望を伺う窓口として、三重県警察オフィシャルサイトに「信号機BOX」、「標識BOX」がございますので、そちらにお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

担当課

交通政策課（2022年3月回答）〔3/22～3/25〕

その他

提案・意見

伊勢市の消防について（回答:3月23日時点）

先日、三重県志摩市の消防でパワーハラスメントのニュースがあり、様々な県や市町村でそのようなことがないのかを個人的に調べていました。

その中で伊勢市の消防には今年度、そのようなことがあり、被害を受けた方がいるとの情報を得ました。

本当なのですか？

ネット等で調べましたが情報が出てこなかったもので、なぜ加害者には処分がないのか、若しくは、組織として既に対応しているのかといったことが気になってしまいました。

私の意見としてはパワーハラスメントは昨今、ニュースでも取り上げられる一つの大きな話題と考えます。

それがニュースやネットに出ていないところを知り、隠蔽等はしていないと思いますが、気になってしまいましたので可能な限り教えていただきたいです。

その辺りの対応がどの様なものだったのかを知りたく、質問させていただきました。

回答

当消防本部においても、そのような事案があったことは確認しています。これについては、組織として既に対応しておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

担当課

消防本部総務課（2022年3月回答）〔3/22～3/25〕

その他

提案・意見

公文書館について（回答:3月23日時点）

公文書館を作る予定はありますか？例えば、二つある図書館を一つにして跡地を公文書館にするというのはどうでしょうか。

回答

公文書館の設置・運営について定めた法律（公文書館法）では、公文書館とは「歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設」と定められています。

歴史資料として重要な公文書の管理は非常に重要であると認識していますが、公文書館の設置に当たっては、ご提案でも示していただいている設置場所の検討のほか、人員の確保、対象となる公文書選定作業等の様々な課題が存在し、将来に向けた検討課題と考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

担当課

総務課（2022年3月回答）〔3/22～3/25〕

その他

提案・意見

伊勢市産業支援センターをサテライトオフィスとして利用する
(回答:3月24日時点)

伊勢市産業支援センターは創業支援などは積極的に活用されておりますが、今稼働率の低い創業準備室をサテライトオフィスとして企業に利活用していただけるように、募集をされてはいかがでしょうか？。伊勢市への企業誘致の足掛かりとして、又 移住促進の足掛かりやUターンのIターンの受け皿になりえると思慮いたします。和歌山や徳島、北海道等の前例もありますので、まずは今ある施設である伊勢市産業支援センターの利用方法の促進をお願いいたします。又 三重県営業部ではワーケーションの促進を図っておりますので、その施策とも合致すると思います。

回答

伊勢市産業支援センターの起業家支援室・起業準備支援室の利用方法についてご意見をいただきありがとうございます。伊勢市産業支援センターは、製造業を中心とする既存企業の企業力強化に向けた支援、創業希望者や創業間もない起業家への支援、伝統工芸の振興などの支援事業を行っていますが、時代の流れとともに利用者の需要も変化しており、ご意見をいただきました起業家支援室等も含め、現在、伊勢市産業支援センターの産業支援の在り方を検討しているところです。より良い支援ができるよう関係機関と連携し産業振興に向けた取り組みを行ってまいります。

担当課

商工労政課（2022年3月回答）〔3/22～3/25〕

その他

提案・意見

支所職員について （回答:3月25日時点）

支所に部屋着のようなフリースの上着を着て、カラーコンタクトしている女の人がありました。

カラーコンタクト

職場にオシャレは必要ないと思います。

上司や責任者は、身だしなみ注意しないのですか？

支所の人がかわってから愛想がなくなったので行くのをやめてましたが、久しぶりに行ったら服装も含めひどくなっていました。

とても入りにくい雰囲気です。

伊勢市の支所は、暇だと聞きますが、客が来ないからといってなんでも良いわけではないと思います。

上の立場の方や責任者は見て見ぬふり？

きちんとした指導は必要だと思います

回答

職員の服装について、不快な印象を与えてしまい申し訳ありませんでした。

カラーコンタクトについては、パソコン使用のためのブルーライトカットのものを使用していますので、ご理解願います。

今後も身だしなみ等につきましては、社会人としての常識の範囲を超えないよう指導してまいります。

担当課

戸籍住民課（2022年3月回答）〔3/22～3/25〕

その他

提案・意見

戸籍や住民票の取得について （回答:3月25日時点）

戸籍や住民票の取得について、士業の人が職権によって簡単に入手できるのは問題があると思います。士業の人達は企業や悪徳業者とゆ着している人もいます。個人情報を利用することもできます。企業や悪い業者に簡単に流用されてしまいます。振り込み詐欺など明らかな犯罪にも使われることでしょう。家族が入手するのも委任状がある場合がほとんどです。それを士業の人には簡単に出してしまうのは家族の者が同じ家族のを請求するのより、どれだけ問題で危険なことか…もっと認識して頂き、士業の人達にこそ、もっと厳しくすべきです。

どうか自治体全体で考えて下さい！士業の職権に対して厳しい審査をお願い致します。

回答

士業が職務上、戸籍や住民票を取得することについては、戸籍法第10条の2第3項及び住民基本台帳法第12条の3第2項第3項により定められており、所定の業務のための請求であれば、正当な行為として判断いたします。

国内の統一見解であることにご理解願います。

担当課

戸籍住民課（2022年3月回答）〔3/22～3/25〕